

潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付要綱

令和4年4月1日

告示第76号

(目的)

第1条 この告示は、市内企業等の人材育成及び経済的負担の軽減並びに女性の雇用の安定及び管理職登用の促進に資するため、市内在住の従業員が資格を取得するために要する費用を負担している企業に対し、その費用の一部を助成することにより、もって地域経済を支える地元企業等の技術力、経営力の強化及び地域社会を担う企業人材の確保及び定着並びに女性の社会進出及びキャリアアップの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 市内に所在し、物の生産、サービスの提供等が継続的に行われている場所をいう。
- (2) 事業者 事業所で1年以上事業を営んでいる法人又は産業分類における第2次産業又は第3次産業のいずれかに該当し、かつ、事業所で1年以上事業を営んでいる個人事業主をいう。
- (3) 従業員 事業所に勤務している正規雇用者、非正規雇用者等の雇用保険被保険者であって、市内に住所を有するものをいう。

(助成金の交付要件)

第3条 事業者は、その雇用する従業員に次条に規定する対象資格を取得させ、その経費のうち第5条に規定する対象経費の全額を負担したときは、申請により、潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、助成金を交付しない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行

う者又は行おうとする者

- (3) 暴力団等の反社会的勢力である者又は反社会的勢力と関係を有している者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 法人又は個人事業主として行う事業に係る市県民税、固定資産税、軽自動車税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者

(対象資格)

第4条 助成金の交付の対象となる資格（以下「対象資格」という。）は、別表に掲げる資格その他申請者の業種等を考慮し市長が適当と認めるものとする。ただし、小型特殊自動車免許、普通自動車免許（第一種）、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、雇用する従業員に対象資格を取得させるために事業者がその全額を負担した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、従業員が対象資格を取得した日の前日から起算して12月前までに係るものとする。

- (1) 研修等の受講料（教材費を含む。）
- (2) 受験料
- (3) 資格の登録料

2 前項の規定にかかわらず、対象資格の更新に係る経費については、対象経費と認めない。

(申請回数等)

第6条 事業者は、同一年度内につき、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数を上限として助成金の交付を申請することができる。

- (1) 従業員数が30人未満の事業所 3人まで
- (2) 従業員数が30人以上50人未満の事業所 4人まで
- (3) 従業員数が50人以上の事業所 5人まで

2 同一年度内においては、同一の従業員につき1資格に限り申請できるものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じて当該各号に掲げる額

(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 男性従業員 1人につき5万円を上限とし、対象経費に3分の1を乗じた額

(2) 女性従業員 1人につき8万円を上限とし、対象経費に2分の1を乗じた額

(交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、その雇用する従業員が資格を取得した日から起算して3月以内に潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 資格取得内容内訳書(様式第2号)

(2) 法人にあっては登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては住民票抄本の写し

(3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(4) 市税等滞納有無調査承諾書(様式第3号)

(5) 従業員に対象資格を取得させるために事業者がその全額を負担したことがわかる書類の写し

(6) 資格取得に要した経費の領収書の写し

(7) 合格証明書等の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、助成金交付の可否を決定し、潟上市ワーキングスキルアップ支援助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定通知の特例)

第10条 第8条に規定する交付申請をもって、実績報告があったものとみなす。

2 前条に規定する交付決定通知をもって、確定通知をしたものとみなす。

(交付請求)

第11条 第9条の規定により交付決定を受けた者は、速やかに請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した助成金があるとき

は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第89号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日告示第75号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。